

現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

令和6年5月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、芝山町が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。
- (4) 請負金額が130万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が他の芝山町発注工事（公営企業を含む。）、国又は地方公共団体発注工事（ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。）の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申し出があり、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの。
- (2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。

ア 兼任する工事は、前項第1号から第3号に該当するものを除き、すべて請負金額が4,000万円未満（建築一式工事にあつては8,000万円未満）であること。

イ 原則として、兼任する工事の現場は、千葉県成田土木事務所の管内にあること。

ウ 兼任する工事は、当該工事を含め3件までであること。ただし、前項第4号に該当するものは件数に含めないものとする。

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとするすることができる。

(現場代理人兼任等の届出)

第3条 発注者は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任しよ

うとするときは、別記第1号様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。

- 2 前項の規定に基づき届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、別記第1号様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。
- 3 発注者は、現場代理人の兼任の解除について申し出があったときは、別記第2号様式により現場代理人兼任解除届を提出させるものとする。
- 4 発注者は、前各項の届出を受理したときは、兼任する他の工事の発注機関へその旨を通知するものとする。
- 5 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、第1項から第4項の規定を準用するものとする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

別 記
第1号様式（第3条）

現場代理人兼任届

年 月 日

芝山町長 様

住 所
商号または名称
代表者職氏名

次のとおり、現場代理人を兼任することとしましたので届け出ます。
なお、本件工事の契約に関し、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第2条の要件を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼任を解除することを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼任に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人氏名		
本 件 工 事	工 事 名	
	契約金額	
	工 期	
	摘 要	
兼 任 と な る 他 の 工 事	発注機関	
	工 事 名	
	契約金額	
	工 期	
	摘要	

- ※ 添付書類
- 1. 兼任する他の工事の契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）
 - 2. 兼任する他の工事の主任技術者選任通知書（写）又はこれに相当する書面
 - 3. 専任技術者一覧（写）
- 注1 契約金額が130万円未満の工事であっても、現場代理人を兼任する場合は、届出の対象となることに留意すること。
- 注2 「兼任となる他の工事」欄が不足する場合は、別紙に記載すること。
- 注3 「兼任となる他の工事」が追加となる場合は、兼任となる工事をすべて記載したうえで、改めて提出すること。

第2号様式（第3条）

年 月 日

住所

商号または名称

代表者職氏名

次のとおり、現場代理人の兼任を解除しましたので届け出ます。

工 事 名	
契 約 金 額	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
解 除 理 由	☐ 本件工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 ☐ 兼任する他の工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 ☐ 兼任する他の工事に係る契約の履行が完了 ☐ その他（具体的に記載）